

スペイン:再エネ発電固定価格買取制度に代わる 新支援制度が纏まる¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

2013年7月に電力市場改革の一環として再エネ発電固定価格買取制度の廃止を決定し、その後、新たな支援策の導入について検討を続けてきたスペインは、本年6月、新支援制度を定めた国王令²を公布した。

スペインは1994年に導入された再エネ発電固定価格買取制度によって、太陽光、風力発電などの再エネ電力の導入が大きく進展し、2013年末の発電容量はそれぞれ約5GW、23GWに達している。しかしながら、買取制度に伴う費用が増大し、またその回収が十分におこなわれなかったため電力部門の赤字が累積し、2013年5月時点で、260億ユーロに膨らんでいる³。このため、再エネ政策の大幅な修正が必要となっていた。

固定価格買取制度では再エネ発電設備は「特別制度 (Special Regime)」による電源と位置づけられ、一定期間、再エネ電力の導入を優遇する買取価格が設定されていた。しかしながら新支援制度では、再エネ発電設備を化石燃料発電設備等⁴と区別する必要性は最早ないとし、再エネ発電設備の建設と操業に対し合理的な投資利益率 (reasonable rate of return) を再エネ発電事業者へ保証するものとなっている。

新支援制度は2013年7月に遡って適用され、この時点以降に建設される再エネ発電設備に対して再エネ発電事業者が受け取る補助金は、10年国債の直近2ヵ年の平均(税引前)利回り、標準的な再エネ発電設備に対して、建設投資額、操業費、電力卸価格、収益などのパラメータによって計算された利益率に基づいて算出される。パラメータと計算方法は今後その詳細が発表され、3年ごとに見直される。

2013年7月時点で既に稼動していた再エネ発電設備に対しての補助金は、10年国債の2003~2013年間の平均(税引前)利回りプラス3%(約7.5%)に基づいて算出される。従前

¹本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業(海外省エネ等動向調査)」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

² Royal Decree 413/2014

³ THE REFORM OF THE SPANISH POWER SYSTEM: TOWARDS FINANCIAL STABILITY AND REGULATORY CERTAINTY (2013年7月16日、スペイン産業エネルギー観光省) 参照
http://www.thespanisheconomy.com/stfls/tse/ficheros/2013/agosto/Power_System_Reform.pdf

⁴ 「通常制度 (Ordinary Regime)」による電源との位置づけ

の固定価格買取制度のもと再エネ発電事業者が受け取っていた補助金を利益率に換算すると、2桁の利益率になると言われている。従って新制度への移行によって再エネ発電事業者の収入は今後大幅に減少し、その額は本年1年間だけで17億ユーロに達すると試算されている。

買取制度廃止という遡及的な措置に対して、再エネ発電業界からその合法性について疑問が示され、また、今後の再エネ発電事業に対する投資の呼び込みを非常に難しくするものであると強く批判されている。しかしながら抜本的な措置がとれないと電力部門の赤字が益々悪化し、電力料金を大幅に上げなければならない事態に陥ることも想定されている。

政府によれば、買取制度に伴う費用が増大した背景として、再エネ等の設備の大規模拡大や再エネ導入によるネットワークの拡張による過剰設備を挙げている。特に太陽光発電については、高額な買取価格が適用された2008年に集中しており（2011年までの導入量の76%）、その後のシステムコストの低下を享受することなく、制度費用の高騰を招いたとしている。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp